

委員長 休憩を解いて再開いたします。歳出のほうに移りたいと思います。

(10時10分)

ページ46ページ議会費から81ページ総務費、全部までです。質問のある方は挙手をお願いいたします。番号とお名前を告げてから質問してください。

利根川委員 それでは、2点について歳出の質問を行います。ページ47ページと49ページに、議長交際費と町長交際費がありますけれども、かつて私が経験したところですね、平成の1桁の代は町長交際費は200万。平野町長のときの交際費は200万。議長交際費は80万で、どんどんどんどん減っちゃって、こんなもんで町長交際ができるんでしょうかね。別に私ごまをするつもりはありませんけれども、町長も議長も一生懸命働いていただいて、動けば動くほどお金がかかるわけでございます。かつてですね、平成の1桁の時代に、平野町長200万円の交際費があったわけですけども、12月になるとほとんどなくなっちゃったんですよ。それで、補正しましょうかと言ったら…と私が意見具申をしたら、交際費を補正したらよ、やばいからよ、よすべえやということで、あとの3カ月間自分でお金出してました。50万か60万ぐらいかかってましたけどね。動けば動くほどお金かかるわけですから、交際費は使わなければいいということじゃなくて、それだけ動きがないということですよ。交際費を使ってないということは。その辺、議長もちゃんと飛ぶ鳥あとを濁さずで、後輩のためにその辺の意見はお聞かせいただきたいと思います。町長からどうですか。町長も議長も。

委員長 それでは、交際費…

利根川委員 足りなきゃ足りないと町長が言わなきゃ。

参事兼総務課長 交際費についての御質問が出るという覚悟がなかったもので、ちょっと私もどこからどう答えていいかはございますが、実際のところ、秘書担当からは、総務課長、あと幾らしかないんだけどかという話を年が改まったぐらいからいつも聞かされております。なかなかこういう御時世のことの中で、下げたものを上げるということは難しい部分もあるというのは承知しておりますが、実際幾つかのそういう会議、会合に出席いただく場合、町長は出ます。担当課長も出なきゃいけない場面もあります。そういったときにすべ

て交際費で賄い切れてないという現実もございます。そういったものも踏まえた中で、よりよい形にさせていただけるとありがたいというのが一課長としての思いも含めてあるのは確かでございます。ただ、これは全体の予算のことも踏まえた中で、全体のバランスを考えた中で、またこれは予算をつくっていく部分もございますので、今、それ以上答えようもないのでございますが、一応そういった形の答弁で御容赦いただければと思います。

委員 長 議長交際費は議会事務局ですね。じゃあ町長。

町 長 今お話があった分で、私も就任して以来、その部分は気にはして、とにかく予算の範囲の中でということで消化をしております。私もあとどれぐらいあるのかなと聞いたことも実際ありますけども、もうありませんとかという話のときは、当然ポケットから出ているというようなことではございません。平野町長さん時代に200万使われてたということですので、その当時の、何の目的でどういうふうに使っていらっしゃったのかというのがもしデータであれば、それに対して、あ、これはそういったことで使われる分でいくと、今とは全然かけ離れているなとかいうふうに判断をさせていただきたいということで、その中で町のこととして動いている分に対してやっぱり必要な経費というのは、やっぱり交際費というのはあると思いますし、今、議員が御指摘のとおり、やはり交際費が動くということは、当然町が必要として使わせていただいているということですので、何かしら仕掛けの分だとかいろんな分で費用がかかる分に関しましては、町のほうとして認めていただける範囲で増額なり、こと状況によったら減額なりということも含めて、改めた目線で把握をしながら、次のときに予算組みも含めてやっていただけるようにしていただければというふうには思います。以上です。

議会事務局長 議長の交際費でございますけれども、26年度はですね、25年度に比べて8万円ぐらい減っております。これは、台風の影響で8月の行事が中止になったことによる減でございますけれども、今後ですね、議長の行事は各町の行事に参加するためのことに多く使われておりますけれども、その辺はですね、町長の交際費等もあわせ、今後の松田町のためにやっていくためにどういうふうに使っていくかというものをもう少し研究しながら、議長ともまた相談

をしながらですね、やっていきたいと思います。以上です。

委員 長 議長、御意見だけ賜りたいと思いますけど。

議 長 今、町長、事務局のほうからのお話もあったんですが、交際費の性格上ですね、交際費扱いにできない、ぶっちゃけた話をします、大体年間25万ぐらいです。交際費扱いできない会費がですね。特に冠婚葬祭というよりも宗教関係、これ、行かざるを得ない、そういうところがありますと、大体そういうふうな計算になるのではないかなというので。ただ、個人的にはそういうもんだよなど。公…というのは、交際費というのは、情報公開条例のほうに含まれますので、やはり使う、支出をするのによほど厳選しなければいけないというのは、町長職、議長職ともに同じだと思いますので、これは、この点は、当人が言うよりも事務方のほうでさんざん討議をしていただければありがたいかなと。次の議長さん、またその次の議長さんのときにもそういうことがある可能性もありますので、ぜひよろしく願いいたします。以上、終わります。

利根川委員 毎年のこの決算書を見ていくとですね、繰越金が大分途中で補正をしているんですね。今回の場合、一般会計で2億近い繰越金を出してます。当初予算で1億5,000万しか見てない。だからですね、ここで、かつて議長交際費が80万あって、今は30万とか40万しかないなんて、たかが50万削ったとしてもですね、これ、繰越金から見ればね、町長交際費を80万、かつては平野時代は200万、大した金額じゃないんですよ。あんまり言いにくいと思いますのでこれ以上言いませんけれども、仕事をするためには金がかかりますから、きちっと必要経費は予算計上してですね、そのかわりばりばり働いていただきたい。余り町長の報酬も、島村町長の時代にどんどんどんどん削っていきましましたのでね、これ以上個人負担をかけるのもどうかと思いますので、そういう希望を申し上げて、交際費の関係につきましては終わりにさせていただきまます。

もう1点、支出のページ53ページ。ここには、情報公開と広報広聴事業の支出経費が計上、決算が計上されておりますけれども、町長は、きょうはずっと出席をさせていただいておりますので、ちょうどいい機会ですから、町長

にお伺いしたいと思いますけれども、3月の議会で、私は自治基本条例について質問しました。そのときには、町長は胸を張ってですね、あの本会議場で、私の任期中に自治基本条例を必ず施行いたしますと、力強い決意表明をされました。私はその決意表明がまだ耳に残っております。そして、町長の任期は平成29年9月まで。こういう条例を議会で議決して施行するについてはですね、周知期間というのがありますので、その割合でいきますと、平成29年9月までに施行するということになる、年度初めの平成29年4月です、実施しなければいけない。そのためには、来年の12月議会あたりで議決をしなければいけない。この自治基本条例というのは、各種事業にかかわるものの予算的な裏づけがあって、それを固定する条例とか規則とかというものではなくて、町長の行政運営の指針ですから、ことし4月に入った職員もこの自治基本条例を一から十まで、それこそ暗記する程度にですね、身の中に入れなければ、行政執行する一人ひとりの職員が身につけなければいけないというふうに思います。

したがって、これは、この条例をつくるについては、検討委員会なり学者の先生を呼んだり、地域の人たちの代表を入れたりして検討委員会をつくったり、あるいは住民との、パブリックコメントをいただくための住民との説明会や討論会、あるいは議会の全員協議会とのキャッチボールをしていかなければならないということになると、相当な期間がかかるというふうに思います。我々議会側もですね、25年の12月に議会基本条例検討委員会を立ち上げて、ことしの3月議会で報告しましたけれども、1年4カ月かけてですね、6カ月間、その中身は1年6カ月かかりました。そして、6回の委員会と2回の先進地視察、それから県の議長会、郡の議長会、山北町との合同研修会。研修会は5回も議員全員が受けているわけですね。町長、力強い宣言をされて、それは大変結構なんですけども、この割合でいくとですね、この決算書にも情報公開とか広報広聴の事業の中にそれらしき支出はございませんけれども、もうタイムリミットが大分迫ってると思うんですね。もう来年の12月には、私の想像ですけども、議会の議決を取るということはですね、もう今現在かなり固まってないと、この9月議会が終わったら住民説明会に

入るんだよぐらいの、固まってないと、これは公約の撤回になると思うんですけども、その辺、町長、在席されておりますので、情報公開と広報広聴事業に絡めてですね、どういうふうなところまで進んでいるか、その辺の進捗状況を、町長、お知らせいただきたいと思います。

政策推進課係長　　今、御指摘いただいたとおり、時間が本当になくなっていてございます。進捗は今どうかということをおっしゃられました、大変恐縮でございますが、今進捗というのは、まだ課内等で研究している段階で、組織的には、庁内的な組織づくりを要綱等を定めておるところですが、この内部で、庁舎内でも、例えば討議という形がなかなかとれてないのが実情でございます。本当に時間がないということをお指摘いただきました。従前からいただいていると思います。町長の公約でもございます。当然私も事務方としましても、今後しっかりスケジュールを見据えて進めていきたいというふうに考えてございます。すいません、以上です。

政策推進課長　　今、係長が言ったことと同じですけども、庁内の一応委員会は立ち上げてございますけども、まだその委員会を開催してございません。まずその辺から始めまして、議員おっしゃるように時間のなかで粛々と急いで進めていきたいと思っております。申しわけないんですけども。

利根川委員　　ということで、やらないというならやらないということを宣言されたら私はいいと思うんです。この自治基本条例があろうとなかろうと、住民に依拠した形で行政を進めていく、それが私の行政に取り組む姿勢ですとおっしゃられれば、それでよろしいというふうに思います。私はですね、1年2カ月程度でやればね、北海道のニセコ町の冠を松田町にするだけで終わってしまう、こんな自治基本条例ならやらないほうがいい。我々は、さっきも言いましたけども、検討だけでね、検討だけで1年4カ月かけてるんですよ。3月議会で報告しましたけども。そして、この9月の選挙で新しい議員の仲間がふえたらその人たちも入れて、じゃあ議会基本条例の中身をどうするか、そこまでは行ってとまっているんですよ。とまっているということは何かといったら、町長側の自治基本条例の進行状況に合わせて、おめえっちはどうよということで顔を見て待ってるんです。それ、わかりませんか、そういう姿

勢が。だから、職員の皆さんに言いたいんだけど、町長の指示があろうとなかろうと、積極的に補正予算なり概算要求なりどんどん出していくのが幹部職員の姿勢ですよ。これは町長の政策の一番頭だと。そして、予算査定で町長がこんなもの要らねえよと言われてれば町長の責任になる。今まで補正予算で対応…そういう、例えば自治基本条例検討委員会委員報酬とか、職員勉強会講師謝礼とか計上されたことがあるんですか。

政策推進課係長　　今、御指摘いただいた補正というかですね、平成27年度の当初予算におきまして、企画費の部分でございますが、報償費を若干見てございます。6万円程度ですが、本当に些少でございますが、そういったものを念頭に報償費という予算を立ててございます。

利根川委員　　さっきも言いましたけども、この自治基本条例というのは、ことし4月に入った職員も1条から何条までは全部そらで言えるくらい身につけてですね、行政の日々の執行に当たらなければつくった意味がないと私は思います。だから相当な時間かけて、職員の、きょうは係長の勉強会とか、あしたは3年未満の職員の勉強会とか、何回か重ねていかないとはですね、条例をつくって議会が議決すりゃそれで済むよという話ではないと。もう時間的に無理なので、私は無理だと思いますよ、時間的に。こんなものやらないならやらないほうがいいと、皆さんそう思っていると思いますが、腹の中で。だから…いや、そうですよ、私が職員時代、そっちに座ってりゃ、町長、言っちゃったけどよ、やらないほうがいいなと腹の中で思ってたことも多々ありましたからね。だから町長は、その意を酌んでですね、12月定例会でも3月定例会でも、25年の9月の町長選挙ではパンフレットにそう書いたけれども、そのときは私は一候補者で、どこか秦野の近いほうの神山に住んでおられる偉い先生が言ったからこの中へ入れちゃっただよと、2期目に当選したらしっかりやりますと言えぱそれで済む話ですからね、あんまりやっつけ仕事でやらないほうが私はいいと思います。そうしないと、皆さん、こんな短い期間でやったら大変ですよ。大変だっていうのは、我々だって6回もやってかなり勉強していますからね。我々が本格的に皆さんが出してきた原案に対して質疑やったら、立ち上がって答弁ができないような状況になりますよ、こん

な短い期間でやったら。だから町長に申し上げますけども、12月議会でも3月議会でも、撤回をされたほうが私はいと思います。そして、一から、2年後に町長選で当選したら、今度はやりますよというふうなやられ方をしたほうが、もっと身についた基本条例ができるのではないかというふうに申し上げます私の質問を終わります。以上。

委員長 答弁はよろしいですね。ほかに御質問のある方。

飯田委員 ページで71ページ、お願いします。この中でですね、一番上の枠の中、14番の防犯カメラ賃借料というのがありますけど、これ、前年度は1万2,600円の予算で、今年度は15万5,520円というふうになってます。皆さんもテレビとか見て御存じだと思うんですけど、寝屋川市の事件とか、今ですね、この防犯カメラが事件の解決に非常に役に立っていると。寄地区のほうでもですね、ことしの春先、小学生がですね、通学途中にある人にですね、殴られて気を失っちゃったというふうなことがあったんですね。それで、防犯カメラ、これから非常に重要なね、あと不法投棄の予防とかですね、いろんな意味で防犯カメラ使用する意味合いがですね、だんだんいろんな方面で強くなってくるんじゃないかと思うんですね。それで、1万2,600円から15万5,020円に予算がふえたということは、これは防犯カメラの設置数がですね、設置場所がふえたのか。あるいは、設置場所と、あと1台例えば設置するにはどのくらい予算が必要なのかね。それと今後ですね、この松田町内にこの防犯カメラをもっとふやすようなお考えがあるかどうかね、ちょっとその辺をお伺いしたいと思います。

安全防災担当室係長 今、御質問がありました防犯カメラについて御説明させていただきます。一昨年度1万2,600円から、昨年度15万5,000円に変わった点でございますが、これは平成25年度の年度途中で防犯カメラを設置した関係で25年度は安くなっております。26年度は丸々1年間設置したということで金額が増額になってございます。

それから、今後どういうふうに考えているかということですがけれども、増設に関してはですね、警察等とですね、検討してまいりたいと今後は考えてございます。以上です。

飯 田 委 員 町内には何か所ぐらいこれを設置されてあるのでしょうか。

安全防災担当室係長 町内には1台設置してございます。

飯 田 委 員 1台だけですか。

安全防災担当室係長 はい、そうです。

飯 田 委 員 私が以前聞いたときにはですね、何か寄のあれは立山橋ですか、あそのふもとというか、橋のたもとにも設置してあるというふうな話をちらっと以前聞いたことがあるんですけど。

安全防災担当課長 ただいまのですね、御質問いただきました町の安全防災担当室で防犯のために管理しているカメラにつきましては1台。多分、今、飯田議員のおっしゃったですね、立山橋のほうにつきましては、不法投棄の関係のカメラとしてですね、たしか私の記憶が、ダミーカメラです。不法投棄防止用につけたカメラなので、あのカメラは、あんまり大きくこんなようなことを言うと効果がなくなってしまうんですが、ダミーカメラなので、すいません、光るようになってるかとは思いますが。ということで、しっかりとした防犯カメラについては、今のところ1台ということになりますので、よろしく願います。以上です。

飯 田 委 員 先ほどもちょっと言いましたけど、小学生の子供がですね、ことしの春先に雨が降って傘をさしてたら、後ろからいきなりね、殴られて気を失っちゃったというふうな事件があったんですけどね、それもいまだに犯人が誰だかわからないというふうな状況で、それもうやむやになっちゃってるんですけど、防犯カメラが例えばですね、札幌の辺にあれば、誰がその辺を通ったとかですね、犯人を捕まえるためのカメラじゃないにしてもね、防犯のためのカメラにしても、やはり何かそういう事件解決の手がかりになるとやっぱり思いますので、やっぱりこれから、新宿なんかはここと違うよと言われてそれまでなんですけど、防犯カメラがもうすごく設置されてて安全に役立ってますよね。せっかくの、松田町でもですね、安全のほうで予算を取ってあるので、この辺の防犯カメラ設置にですね、もう少し力を今後ですね、入れてもらいたいと思うんですけど、町長、お考えは何かありますか。

参事兼総務課長 現在、防犯カメラ、新松田の駅前に1カ所。1台と申し上げましたが実際

2台ですよ、こっち向きとこっち向きで2台です、正確には。まあ1カ所です。それで今1年間で15万かかっています、賃借料だけで。まことに申しわけないんですが、今後設置するに当たって、これ、以前に私のほうで答えるような気もするんですが、地域でそれを管理できるとかいったときに、警察と協議してその橋渡しはするよう話をさせていただいたと。これ100カ所つけると掛ける100の費用というような話になります。多分つけるとなればそのぐらいの規模になっちゃうかもしれません。そこまで町がやり続けるということはできないと思います。なので、例えば商店街でここにしたいなということがあれば、そういう協議を町は警察とさせていただく、どこがいいというようなこととか、そういうことはできるかもしれません。最初の設置費用は出せるかもしれません。ただ、それ以降は、それぞれでお願いするような形をとらざるを得ないんじゃないかと思ってます。そういったことの中で、必要なところ、必要な箇所、どうしても町でつけなきゃいけない部分がどれだけあるのかとか、そこは精査させていただかなければいけないんじゃないかと思っています。

委員長 いかがですか。聞きますか。じゃあ、政策的なことなので、町長に一言。

町長 今お話がありましたように、安心・安全な町づくりとしての観点でいくと、必要に応じて地域の方々の要望等に関してあれば、設置するべきところは設置するということになるかと思っています。その辺についての財源については、知恵を出し合って、削るところは削る、足すところは足していくというようなことになるかと思っていますので、安心・安全な町として必要なところにはお金を投入していくという姿勢は変わりがないので、よろしくお願いします。以上です。

飯田委員 わかりました。ぜひですね、安心・安全を向上させるためには、これからやっぱりこういうのは必要だと思いますので、努力していただきたいというふうに思います。

それとあともう一つ同じページなんですけど、その下の枠の中で、備考欄で19の負担金補助及び交付金という項目がありまして、乗合バス運行事業補助金という、これは多分富士急へ出しているわけですよ。それで昨年小田

急のそばのところですね、建てかえられたということで、待ち合いがなくなっちゃったというふうな事態になりました。昨年の、1年ぐらい前からですね、担当課とか、今おやめになられましたけど、副町長なんかもですね、この待ち合いの件でいろいろお願いしてたんですけど、その後、何か進展はあるんでしょうか。

参事兼観光経済課長 待合室、新松田駅について、新松田駅のコスモス館、そののところにですね、地産地消が今管理していただいておりますけれども、その一部、お話し合いつきまして、椅子というか長椅子なんですけれども、七、八人入れるところ。それとトイレもそのような形で、そのコスモス館のトイレを利用させていただいているという形で、現在中にもお休みどころ、トイレもありますというような形で、外側にも中側にもそのような形のものを掲示させていただきまして利用させていただいております。以上でございます。

飯 田 委 員 もう実際には運用されているんでしょうか。

参事兼観光経済課長 運用されております。

飯 田 委 員 どうもありがとうございました。終わります。

委 員 長 ほかに質問ございますか。質問の際ですね、質問を立て続けに言ってください。

大 舘 委 員 わかってます。37ページのヤマビル対策事業補助金が2万2,000円。それから49ページですね、時間外勤務手当、それ以下3行目、1,000万超えの費用がかかっているわけですけども、機構改革以来ですね、27年度については、その辺が数字的にも改善されるのかどうか、お聞きをいたします。

それで、ヤマビルに対してはね、やっぱり観光立町を目指して観光事業も盛り上げていくんだというような町長の政策だと思います。その中で、今、ヤマビルの被害がものすごいんですよ。登山客、もう家の庭まではびこってきちゃってるので、その辺の対策をね、これからどうに考えていかれるのかも含めて御答弁いただければありがたい。

参事兼観光経済課長 款じゃなくて、歳入のヤマビル対策補助金でよろしいですね。それにつきましては、現在、確かに困ってること、私どものほうでも把握しております。これは、松田町に限らず神奈川県全体の中でも…37ページでよろしいですか。

歳入ですよ。終わったんですよ。

委員長 質問にお答えください。

参事兼観光経済課長 歳入なので、ちょっと私も面食らったところなんですけれども、これにつきましては、神奈川県全体でもやはり同様です。松田に限りません、それにつきましては、ヤマビルについてですね。それでさまざまな対策、試験的にはやられております。一部火を使った駆除方法とか、それもあくまでも山北でやり、秦野でやり、いろんな施行をされておりますけれども、試験的な方法としてやられている段階でして、いまだに決定的な解決打はございません。それで県のほうにも、町としても何とかしてくれと、施行方法でいいのがあれば助言なり方法を教えてくださいという話しておりますけれども、今のところそれが、決め手となるものはございません。そのような中で、町といたしましては、ヤマビルファイターとか、それぞれのところに置くとか、そのような形で26年度については対応しております。今後は、やはり山に登る方々の自主的なやはり事前に塩水を持っていくとか、そういうような形でやらざるを得ないと、今はそのような状況でございます。

委員長 時間外の件に関しては。

総務課課長補佐 昨年の10月にですね、機構改革を行いまして、今月で1年たとうというところになります。26年度の実績としまして、前半の6カ月、後半の6カ月で比較しますと、時間外については伸びております。新しい体制になりまして、そこで事務も変わったというところで時間外がふえたというところはございます。ことし、27年度の予算の積算時にですね、その辺、時間外の抑制といえますか、事務の効率化・簡素化を図ってということで時間外をですね、かなり削って、2割か3割程度時間外勤務手当の予算を削っております。使用についてはですね、昨年よりは若干低めで今現在は来ております。また、以前はですね、サービス残業と…この場で言うのであればですけども、サービス残業ということで時間外をつけないで残っている。こういった職員が非常に多かったわけですけども、機構改革後についてはですね、必ずやった分についてはつけるということを徹底しております。また、そのかわりにですね、必ず5時半ないし6時までには時間外しない職員については退庁するように

ということで日々周知をしております。以上になります。

大 舘 委 員 対応についてはわかりました。本年度からですね、地域手当を復活されてですね、2割、3割…3割だな、3%か、丸が一つ下だ。桁が一つ違うな。それらも含めてね、2割程度のという話だと、やっぱり余り数字的に変わってこないと思う。総額ではな。総額では変わってこないと思うんで、なお一層の努力をしなければ機構改革の意味がないと思うので、その辺の今、時間外の管理についてはね、やっぱりきちっと、もう少しきちっとした管理体制で必ず課長の許可とか、そういうものも、それは書類上の管理でされていると思いますけども、もう一步踏み込んだね、本当に実際にやっているのかよというようなことまできちっとして、本当に必要な残業なのかというものも含めて管理していかないと、いつまでたっても改善できないと思うんですね。ですから、パソコンとにらめっこしていれば仕事をしているのかなという勘違いもされがちですから、その辺の管理も含めて、きちっと管理体制をとってもらってですね、極力時間外が減るような、希望的な要求ですけれども、できれば半額ぐらいな削減ができれば、なるほど機構改革やった効果がすごい、素晴らしい結果として出ていますねという、町民に説明できるわけですから、そういう努力をしてもらいたいと思いますけれども、いかがですか。

参事兼総務課長 まさに議員おっしゃるとおりでの部分でございます。私どもでもこれは私のほうから各課長にはですね、その時間外の管理をしっかりしてほしいということで、当然事前の決裁できようは誰と誰が残るよとか、そういったことまで自分で承知してくださいと。それについては我々のほうに報告を上げるということの体制になっております。なおかつ、じゃあ誰がどのくらい残っているんだというのは当然課長が知っていなければいけないことですから、そういうのを把握した中で、仕事が偏っていないかどうかといった管理は当然課長がやるべきマネジメントだと思っています。そういったことも指示させていただいております。それに沿って今やっておりますので、あとは職員個々の能力というか、そういったものも踏まえて、議員おっしゃるようにいきなり半分に減るといのはなかなか厳しいとは思いますが、少しでも減らしていくような努力、職員の質の向上も図っていきながら、そうなるように

努めてまいりたいと思います。

大 舘 委 員 課長の御答弁よくわかりました。先日のですね、マイナンバー制の件でもありましたけれども、そういう何ていうのかな、国から下がってくる事務事業というのはどんどんふえるばかりだと思うの。それなのにね、時間外を削れというのは酷な話だと思いますけれども、やっぱり機構改革をして効率的な行政運営するんだというね、態度を示されたんで、それらも含めて職員一人ひとりがそういう体質改善をしていかなければいつまでたっても変わらないと思うんで、あえて質問をさせてもらいましたけれども、ぜひ今、小林課長がね、答弁されたように、管理体制ももう少しきちっとしてもらえれば、かなりの改善が見られると思うんで、よろしくお願ひしたいと思います。答弁はいいです。

町 長 先ほどの課長の話、参事が話しする前に、地域手当と機構改革の話がありましたけども、地域手当と機構改革は全くもって別もの。それで地域手当に関してちゃんと議員の方々に御理解を求めて採決をいただいた話、それとごっちゃにされて予算の話もされても困ると、私はそう思います。

それと「パソコンを見ていれば仕事をしている」という言葉がありました。それは本当にそういう職員がいれば逆に教えていただいて、我々もその管理をしてないことはまずないので、そこがどういった観点でそういう話をされているかというのを今後はですね、きょう、ここでだれがどういうふうになっているかということをお聞きはしませんけども、もし、議員の感じられている今、言葉に、活字に、言葉にされたことが我々のところでできてない職員がいるんだったら、我々の管理不足ですからなんですけども、本当にここにいる課長さんたちは毎年こういうふうな決算の委員会をいただいて、多分同じような質問とか話をされていると思うんですけども、できているもの、できてないものあるかと思いますがね、非常に今言われているようなことは私はないと信じておりますけども、ただ、人のやっていることですから、もしかしたら、あろうであれば教えていただきながら、一緒になって改善していければなというふうには私は思います。以上です。

大 舘 委 員 答弁は要らなかったんですけども。町長、今、地域手当と機構改革とは全

く別ものだという話ですけども、行政全体は一つ一つを分離する話じゃない。全体に絡めて少しでもね、経費を削減する努力をしてくださってという意味合いで質問しているんだから、一々そんなことで突っかかってね、それをもんでごっちゃ混ぜにされちゃ困るという話じゃないと思うんだよ。例えば、そのパソコンの話も前例があるからそういうことを言っているんです。（私語あり）違う、だから、あるからそういうことないようにお願いしますよと言っているんじゃないですか。だから、そういう管理をしてほしいと言っているんですよ。議会、議員としての要望事項ですよ。現実にあったんだから、そういう事案がね。だから、そういうことを言っているんです。それに対して一々突っかかって、そんなもの、話はおかしいですよ。これは言論の府ですから。

町 長 今の建設的に前に進まなきゃいけないことで、過去にこういうこと起きたから今現在の職員もそういうふうに行っているのではないかという疑いを見られながらやる職員というのは、非常に仕事もやりにくいのかなとも思うところもありますのでね、過去にそういうことあったということは、今、現在そこにそういった職員がいて、現在それをやっているんならおっしゃるようにわからなくはないですけども、過去のことばかり言っていると、なかなか話がかみ合わないと思うんでね、とにかく私が話をしているのは、現在そういう職員がいるということであれば言っていて、一緒になって前に進みたいという話をさせていただいていることであって、過去そういうことがあったら、過去がそういうことがあったからばかりでは、だから、やっぱり業務的に前に進んでいかないという話をさせてもらっているということですよ。

委 員 長 すいません、これもう続けて、これずっとこういう形で行ってしまうのもあれなんですけど。じゃあ11番、最後にしてくださいね。以前そういうことがあったということで、こちらも今、ない状況じゃないかと。もし、あったら伝えてくださいということなので。ですから、それで話を進めたいと思いますので、最後に言いたければ、どうぞ一言お願いします。

大 舘 委 員 私はね、ただ過去にそういう例があったからそういうことのないような管

理も必要ですねって言っているんだ。今やっていますかなんて、じゃあ町長ね、全ての職員のパソコンを調査しているわけじゃないんでしょう。だから、そういう過去にもそういう事例があったんで、各課のね、管理者がそこまで気を遣ってそういうことのないような方向で取り組んでくださいよってお願いしているんですよ。それを過去のことばかり、過去のことばかりで、そういう例があったから、例を挙げて言っている話だから。

委員長 長 という要望が出ているということでございますので。次に進みたいと思います。

議長 長 委員長ね、要望じゃなくて、これ議員の意見だから。やっぱり重く受けとめていただかないと、職員のほうの。そうやって言わなきゃだめだ。

委員長 長 すいません。議員の御意見でございますので、その旨、重く受けとめていただきながら次に進めたいと思います。

寺嶋委員 今、時間外勤務手当がふえつつあるということでありましたが、それをですね、時間外、超過勤務手当を減らすためには現在、ノー残業デーとか、そういう取り組みをしておられると思いますけども、この取り組み状況をお聞かせいただきたいと思います。あとは、組織機構改革、見直しておりますけども、ただ職員が少し、若干今、112名体制かな、ですけども、決算で見ると非常勤職員の賃金はね、減ってないんですよ。仕事の量とかいろいろあらわれると思いますけども。ですから、そういう面でね、やっぱり職員がふえれば賃金は少しでも減ってもね、いいんじゃないかと思いますが、その辺の状況はどのようになったでしょうか。1点目。

次、2点目はですね、53ページ。ホームページリニューアル業務委託ですけども、26年の11月、昨年11月にホームページをリニューアルしましたけども、その効果、より多くの情報が掲載できるようになったと思われんですけども、その効果はどのようにあったのか。あとはですね、ホームページの容量がそのことによってね、大きくなっておりますけれども、そういう容量のどのぐらいの割合になったのか。それによりまして、あとはホームページのサーバー使用料が大幅にふえておりますけども、この辺の関係はどのようになっているのでしょうか。

次、59ページ、町営住宅管理費の関係ですけれども、現在の町営住宅入居戸数をお聞きいたします。それから、26年度に以前、町営住宅の再編のことが取り上げられましたけれども、町営住宅再編のこの検討はどのようにされておりますでしょうか。お伺いいたします。

委員長 よろしいですか。3点。

総務課課長補佐 1点目のノー残業デーの話ですけれども、毎週水曜日並びに給与支給日、期末勤勉の支給日ですね、この辺でノー残業デーを実施しております。5時15分過ぎますとですね、コールをかけまして職員を5時半並びに6時までに退庁するようにと行ったことでやっております。ただしですね、月、火、木、金、こちらの曜日に関しましても基本的にはもう18時までに退庁するようにということで通知を出して職員に周知をしております。ただし、やむを得ず時間外をする場合は時間内のうちにですね、時間外勤務命令簿を上司に出して、最終的には総務課まで報告をもらうといったことで今、管理をしております。基本的には、あしたやれることはあしたやるということで18時までは退庁するようにということで、健康管理の面もありますので、そういった形で徹底して職員には周知をしております。

また、賃金に関しましては、25年、26年、ほとんど同額といったところになります。課内ですね、簡素化できない事務、並びに専門的な事務をやっている臨時雇用の職員もおります。またですね、職員ですね、療養休暇で突然1カ月休むとか、2カ月休むとかっていう職員が出ますので、そういった職員のあいた部分の対応をするために臨時雇用を雇うとか、そういったことで対応しておりますので、なかなか減っていないのが実情ではあります。ただ賃金ですね、比較をしますと、4%ぐらいはですね、減少しているといったようなところに歳出的にはなっております。以上になります。

政策推進課係長 私からはホームページのリニューアルの件の御質問についてお答えさせていただきます。53ページのホームページ運営委託料の中の下のほうですね、業務委託料が200万円ほどかかっています。これ中身につきましては、従来ホームページというものを例えば更新、中身を変えていこう、こういった場合はですね、全て今で言う政策推進課、こちらで作業のほうを行ってお

りました。これをやはり情報を迅速に、また豊富に出すためにということで、いわゆるCMS形式というんですかね、形式に大きく改めたというのが理由でございます。いわゆるCMSと申しますのは各個別担当課でも常に同じような形で、同じように、いわゆるホームページのこの課がつくったページはこんな字の大きさとこんな書体でとかじゃなくて、やはりみんな同じようなフォーマットの中でいかに迅速に、手軽に作業ができるか。こういったものがCMS形式にしたというところでございます。

効果でございますが、一応アクセス数をカウントできるように当課で管理してございます。例えば11月に更新をしたわけですがけれども、これが25年度の例えば1月から7月の計とですね…25じゃない、すいません、26ですか。今年度27年度の1月から7月までのアクセス数の計を見ますと、おおむね54%程度伸びてございます。月ごとでもあるんですけども、出っこみへっこみあるんですが、前年度と比較しておおむね平均して5割程度ふえているということで、効果は大きく上がっているのかなと。やはりホームページの更新の頻度、こういったものも上がっておりますので、そういったことでございます。

あとは容量の件がございましたが、すいません、ちょっと容量というのを細かく持ち合わせてはおらないんですけども、先ほど申し上げたCMS形式にしたことによって、いわゆるホームページとして使用する領域の部分というのは当然大きくなっていようかと思えます。これに合わせて、御質問最後あったと思うんですが、リース料、ちょっと大幅に上がっているじゃないかと、こういった面につきましても上がってきたと。このように御理解いただければと思えます。以上です。

総務課係長 町営住宅の関係の御質問ということで、入居戸数については平成27年3月31日現在、71戸、71軒が入居しております。再編計画の検討ということですがけれども、こちらのほう、住民の入居者ですね、町営住宅入居者の方全ての方、アンケートを取らせていただき、今年度予算をお認めいただきました籠場のほうの新しく町営住宅整備させていただく予定のところへの集約というのをめどにですね、進めさせていただいております。以上となります。よ

ろしくお願いします。

寺 嶋 委 員 それでは、再質問…質疑。ホームページの関係ではおおよそわかりました
んですけれども、このホームページサーバー使用料、これは賃借料は5年契
約ですか。これがね、大体3年とか5年とかってリースは、今までの決算と
そのぐらいの年月なんですけれども。再度入札といいますか、そういう入札
期間をね、契約期間を、リース期間を短縮して入札を見直すとか、そういう
ことで使用料がこういうなるべくですね、低く抑えるようなことができない
か。できると思いますけども。この今回のサーバー使用料が33万円というの
は、これが妥当な金額なのかと、私なんか専門家じゃないんでね、わからな
いんですけども、やっぱり今ね、リース料がどんどんパソコンの機器も相当
安くなっておりますよね。ですから、当然サーバーの機器も相当低く抑えら
れるんじゃないかと思えますけど、その辺についてお伺いをいたします。

それから、町営住宅の質問が忘れちゃった。町営住宅の関係ですけども、
入居戸数が71戸なんですけどもね。現在、集約する検討に入っていると思い
ますけども、ただね、その集約する町側の姿勢がね、余り見られないんです
よ。例えば借地の相当まだ残っておりますね。借地の団地が。全部でこれ何
団地…7か8団地あると思えますけども、借地料がね、700万円もこれ払っ
ているわけですよ。そうしましたら、仮にですよ、借地のところに建って
る住宅をね、まずは集約するとか、そういう全部はね、できなくても、これ
は住民の意思を尊重しなきゃいけないと思えますけども、借地だけでもね、
から再編するとか、そういう具体的なですね、町の取り組み姿勢をね、やっ
ぱりあらわして、それでなおかつ住んでいる方にもこういうふうにしたいた
いんですけどもというやっぱりね、町の姿勢がね、見られない。借地に住んでい
るところだってもう1軒か2軒住んでしか、ほとんど住んでないところもあり
ますよ。ですから、そういう私はこれ無駄か…無駄というのか、そういうふ
うにはちょっと余り考えたくないんですけれども、やっぱり無駄なところは
ね、やっぱりきちっと見直すというようなことも含めてね、検討しなきゃな
らないと思えますけども、この辺についてお伺いをいたします。

政策推進課係長 先ほどホームページの再質問を頂戴いたしました。使用料が大分伸びてい

るんじゃないかと、このようなお話だと思います。大きく伸びておりますのは、先ほど言ったCMS形式という等の御説明申し上げたところなんですけれども、すいません、ちょっと契約、個別の契約を確認しておりませんで、今現在、例えば3年、5年、こういった使用に関する契約を結んでいるかというのをちょっとすいません、この場で御用意できていなくて申しわけないんですが。ただ電算関係、おっしゃるようになりますね、やはり3年、5年といった契約を結んだ中で、やはりその契約金額を抑えていくと。このようなものは他のほかでもいろいろ電算関係あるんですけれども、そのような契約は、ただ、しております。一応この後ちょっとまた戻って、そこは後で確認をさせていただきます。

あと金額が上がったことというのが、一つはそのホームページを委託している業者さんについてもかわってございます。これ、福泉さんという業者さんなんですけども、一応こちら様は神奈川県ホームページも担当なさっているような場所でございます。そういった中でクラウド型というんですかね、その業者さんのほうにサーバーを置かしていただいて、そこでの使用料ということで大幅に増加をしてございます。以上です。

総務課係長 町営住宅の関係の再編ということで、これ予算のときに大館議員から同じ質問をいただいていたと思いますけれども、借地の問題、借地のところから整理ということで、担当のほうでも直接アンケートを含めて、アンケート後もですね、借地のところを伺ってですね、ぜひとも町営住宅の新設待たずにですね、民間アパート含めて転居について御検討くださいということで伺っているところでございます。ただ、何せ生活の問題、密着しているものですから、また、割合お年が上の方もいらっしゃいますので、もう言葉としてはもうここで死にたいんだというようなことでお答えされる方もやっぱりいらっしゃいます。ということで、進めていかなきゃいけないということは通常思っているんですけども、なかなか強制的に執行できるような問題でもないので、その辺はなるべく御理解をいただきながらということで足を重ねてですね、訪問しながら御理解をいただきたいと、進めさせていただければと思っております。よろしく申し上げます。

寺嶋委員 わかりました。ノー残業デーですけど、今、思い出しました。職員が110名からね、いられますけども、大体実施されているのはどのぐらい割合なんですか。その辺聞いて終わりにします。

総務課課長補佐 ノー残業デーですね、実際ですね、カウントしておきますと、大体70%から80%の、7割から8割の職員が守っているという、守っているというか、18時前に退庁しているといった形になります。以上になります。

寺嶋委員 はい、終わります。

委員長 ほかにございますか。

中野委員 私は簡潔明瞭に質問をいたします。よろしくお願ひします。59ページのた
だいまのほうの町営住宅なんですけど、借地料718万。これですね、解体整地
工事が昨年度は132万…その前年度でね、昨年度は479万ということで大幅に
ふえているんですよ。これ11棟分壊したというような説明がございましたが、
大幅にふえているわけです。3倍強。それでですね、にもかかわらず、この
借地料が718万というのは、前年度も718万なんです。全く変わってないん
です。これどうして私、何回も聞くんですけど、お返しすることはできない
んですかね。地主さんに。もったいないなということが1点。

これは契約年度とかいろいろあると思うんですが、どうしてお返しでき
ないのかということが1点と、次のページの61ページですね。住宅取得促進事
業。今回は前年、今年度は、この26年度は45件あったということでございま
す。これに対して10万円お支払いしましたよということです。それで、この
45件の中で34件が他町から来ましたということですね。私ね、以前、もった
いないなと。20万円払うのももったいないなと、20万円の昨年度までのとき
にですね。そしたら、やめられた課長さんが、いや、これは松田町がこうい
うことやってる温かい町だから、それでいいんだよというお答えになったん
です。だったら私は無駄だからやめたらどうですかと。

この34件に対してですね、アンケートとか、またお聞きしたことがあるん
ですかね。あなたは松田町を選んだ理由の中に10万円もらえるから来たんで
すかということ、こんなことをお聞きした経緯があるのかどうなのか、そ
の2点だけお聞かせください。

総務課係長　町営住宅の借地の件ということで、一部返還ができないのかというような御質問ですけれども、解体整地によってですね、その住宅がかからなくなった、借地からかからなくなった土地についての返還交渉というのは、今、進めさせていただいております。ちょっと土地を以前にですね、土地を入れかえた部分があって、その部分の整理つけながら、一つの部分はお返しできる、ほぼほぼめどは立っております。あとはですね、すいません。解体整地進めているんですが、どうしても筆の一部に住宅がかかってしまっている箇所が多くてですね、なかなかそれが進めさせていただけない部分があります。その辺はなるべく、先ほどの答弁にもかかりますけれども、移転された後に解体を進めさせていただいて、なるべく早期に決着をとというふうには考えてはおります。よろしく申し上げます。

定住少子化担当室長　今の議員さんの質問につきまして、この住宅取得促進事業につきましては、平成の23年度からですね、主に住宅に関しての新築、あるいは購入、もしくは既存の住宅を2世帯にですね、増改築という観点で始めたものでございます。当初の課長の趣旨はそうであるかもしれませんが、今、現状につきましては、先ほどの町外から来てる件数につきましても、当初の目的であった、いかに定住してもらうということで始めた事業でございます。平成23年度につきましては、町外からの件数が18件でございました。人数的には47人が外から来たというふうになってございます。24年度につきましては、46件の件数がございまして、その当時はまだ20万円ということの支出をしてございました。町外から29件の件数がありまして、転入の方は79名という形になってございます。25年度につきましては、ちょっと若干下がったんですけども、31件の件数、ここもまだ20万円という形の新築等で、町外から15件、41人の転入ということで、今回26年度決算につきましては、アンケートにつきましては23年度からですね、やっております。

その中のアンケートにつきまして、当初はこれが来たから来たということの話を踏まえてですね、アンケートをしてございました。その中にですね、やっぱり開成と大井町、松田町、そして静岡のほうの御殿場かな、検討したと。でも、松田町に来てよかったのは、まあ、アンケートなんで、この住宅

取得があったから来たという件数が2割、3割、やっぱりございました。あわせて子育て支援が充実している町ということで、このアンケートをしてございます。27年度からにつきましては、2世帯同居という事業をしてございます。そこではもっと細かく、既存の外から来た人に対しては、アパートに住んでたとか、そういう細かいデータをとってですね、今後の町の住宅施策に取り組んでいる状況でございます。アンケートにつきましては、細かい事業は全部分析して、23年度からやっておりますので、その報告とさせていただきます。以上です。

中 野 委 員 結 構 だ す。

委 員 長 よ ろ し い で す か、 は い。 ほ か に ご ざ い ま す か。

(「なし」の声あり)

ないようですので、議会費から総務費は終了いたします。暫時休憩をして、職員の方は入れかわっていただきたいと思います。11時30分から再開いたします。次は82ページから121ページまで審査を行います。暫時休憩します。

(11時18分)